

流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の一部を改正する条例（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当条項	該当箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	条例素案 修正案
1-1	第2条第2号	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (2)路上喫煙 道路(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1号に規定する道路をいう。)又は市長が別に指定する区域において、喫煙(点火された点火式たばこを保持することを含み、非点火式たばこを吸うことを除く。以下同じ。)をすることをいう。ただし、次に掲げる喫煙を除く。 ア 第9条第5項に規定する指定喫煙所における喫煙 イ 道路交通法第2条第1項第9号の自動車(同法第3条の大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。)内の喫煙	第2条第2号から、「ただし以降」を削除し、削除部分を「第8条第1項」に移動する。	路上喫煙の対象外の行為を第8条第1項で規定する。	現条例では、第8条第1項第1号で路上喫煙の対象外となる指定喫煙所や自動車内の喫煙について道路交通法を引用して詳細に規定していますが、条文が長くなることから、第8条に規定する路上喫煙の禁止行為がよりわかりやすくなるよう、改正案ではこれらの除外規定について第2条の路上喫煙の定義に移動しています。	無	-
1-2	第2条第10号	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (10)自転車等 次のいずれかに掲げるものをいう。 ア 自転車 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車 イ 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車 ウ 自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車	第2条第10号の「自転車等」を削除する。第8条で路上喫煙を禁止しているので自転車等を説明する必要がない。	第2条第10号の「自転車等」を削除する。	第8条第2項において重点区域外における歩行中又は自転車等の走行中の路上喫煙を禁止しているため、走行中の喫煙が禁止となる自転車等の詳細を第2条で定義しているものです。	無	-
1-3	第8条第1項	(路上喫煙、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止) 第8条 何人も、次に掲げる路上喫煙をしてはならない。 (1)次条第1項の路上喫煙防止重点区域内における路上喫煙 (2)次条第1項の路上喫煙防止重点区域外における歩行中又は自転車等の走行中の路上喫煙 (3)前号に掲げるもののほか、次条第1項の路上喫煙防止重点区域外における携帯用の灰皿等を使用しない路上喫煙	携帯用灰皿を使用する喫煙を許すために条文が極めて複雑化していると思います。第8条第1項の表現を単純化するため、下記としてはどうか。 「第8条 何人も路上喫煙をしてはならない。ただし、次に掲げる喫煙を除く。 ア 第9条第5項に規定する指定喫煙所における喫煙 イ 道路交通法第2条第1項第9号の自動車(同法第3条の大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。)内の喫煙 ウ 歩行をしないで携帯用の灰皿等を使用する喫煙、ただし、第9条第1項の重点区域を除く。」	第8条第1項の表現を単純化する。	路上喫煙に関しては、重点区域内であるかどうかによって過料の対象となるか否かが異なるため、条例の構成上、第8条で路上喫煙を一律に禁止行為として規定するのではなく、区域内と区域外の路上喫煙について分けて規定しています。	無	-
1-4	第9条	(重点区域の指定) 第9条 市長は、路上喫煙が、歩行者等の身体及び財産に対し、特に危険を及ぼすと認める区域を路上喫煙防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。	第9条の「路上喫煙防止区域」の表現を「路上喫煙禁止区域」に変更する。	「路上喫煙防止重点区域」の名称を「路上喫煙禁止区域」に変更する。	重点区域外においても歩行中又は自転車等の走行中の喫煙や携帯灰皿を使用しない路上喫煙は禁止しており、「路上喫煙禁止区域」という名称にすると、区域外では路上喫煙は禁止ではないという印象を与えかねないため、「路上喫煙防止重点区域」という名称から変更することは考えておりません。	無	-

No.	該当条項	該当箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	条例素案 修正案
1-5	第10条	(指導及び勧告) 第10条 市長は、第8条の規定に違反した者に対し、是正に必要な指導又は勧告をすることができる。ただし、重点区域内において、同条第1項第1号の規定に違反して路上喫煙をし、又は同条第2項の規定に違反してたばこの吸い殻のポイ捨てをした者を除く。	第10条の「ただし」以降が理解しにくい。第11条や第12条に絡むことと想像されますが、「判りやすい表現」にしてください。	第10条が理解しにくいのでわかりやすい表現にする。	本改正により、第8条の禁止行為のうち重点区域内における路上喫煙及びたばこの吸い殻のポイ捨てについては、指導又は勧告をせずに直ちに過料を科すことから、第10条の指導及び勧告の対象からは除かなければならないため、改正案のとおり条文を改める必要があります。	無	-
1-6	第12条第1項	(過料) 第12条 重点区域内において、第8条第1項第1号の規定に違反して路上喫煙をした者は、20,000円以下の過料に処する。	第12条第1項の条文中の第8条第1項第1号の「第1号」を外す。	第12条第1項の条文中の第8条第1項第1号の「第1号」を外す。	第12条第1項は重点区域内の路上喫煙に対する過料の規定のため、第8条第1項の第1号に限定する必要があります。	無	-
1-7	第12条第3項	3 前項に定めるもののほか、市内全域において、第8条第2項の規定に違反してポイ捨てをした者で、第10条に規定する勧告に従わなかった者は、20,000円以下の過料に処する。	携帯用の灰皿の使用し吸い殻をポイ捨てしないものの、歩行喫煙をする違反者に対しても勧告及び過料を科すために、第12条第3項に「市内全域における歩行中の路上喫煙に対する勧告及び過料」を追加する。	歩行中の路上喫煙や携帯灰皿を使用しない喫煙については市内全域で過料を科すべき。	本条例では歩行中又は自転車等の走行中の路上喫煙や、携帯灰皿を使用しない路上喫煙は市内全域で禁止していますが、たばこの火が歩行者等に危険を及ぼさないよう安全を確保するという本条例の目的に照らすと、重点区域外における路上喫煙については、特に歩行者等に危険を及ぼすおそれのある重点区域内と同じように過料を科す必要性まではないものと考えております。	無	-
1-8	第12条第3項、第4項	3 前項に定めるもののほか、市内全域において、第8条第2項の規定に違反してポイ捨てをした者で、第10条に規定する勧告に従わなかった者は、20,000円以下の過料に処する。 4 市内全域において、第8条第3項の規定に違反して公共の場所等に飼い犬のふんの放置をした者で、第10条に規定する勧告に従わなかった者は、20,000円以下の過料に処する。	第12条第3項及び第4項の条文中の「勧告」の前に「指導又は」を追加する。	第12条第3項及び第4項について、指導に従わない場合も過料対象とする。	勧告は施行規則第3条により原則書面で行うこととしており、第8条第2項及び第3項の違反行為に対しては、これに従わない場合のみ過料を科すこととしています。指導は口頭で行っていますが、これに従わない場合に過料を科すことは考えておりません。	無	-
1-9	第12条	-	第12条の市内全域に対する勧告や過料の実施方法については、第11条の規則で示されるものと判断しますが、住宅地内の生活道路でも吸い殻のポイ捨てや犬の糞の放置は目を覆います。極力実効性の高い規則を策定してください。	実効性の高い規則を策定してほしい。	勧告や過料の実施方法等については施行規則で定めていますが、本改正により規則で定める実施方法そのものについて変更があるものではありません。なお、過料規定の直接罰化に合わせ、周知啓発やパトロール体制を強化し、違反行為に対する実効性を確保してまいります。	無	-
2-1	第7条	(飼い主の責務) 第7条 飼い主は、自らが所有し、又は占有する動物のふん尿により公共の場所等を汚したときは、直ちに悪臭の防止等衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 犬の飼い主は、自らが所有し、又は占有する犬(以下「飼い犬」という。)を屋外で運動させる場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 飼い犬を綱又は鎖でつなぎ、自らが制御できるようにすること。 (2) 飼い犬のふんを収納するための用具を携帯し、飼い犬がふんをした時は当該用具に入れて持ち帰り、適切に処理すること。	第7条が対象とする飼い主と動物の範囲について疑問があります。第1項では広く「動物」および「動物を飼育する飼い主」を対象として義務を定めていますが、第2項および第1号では突然、「飼い犬」および「犬の飼い主」に限定して義務を定めています。なぜ、犬以外の動物の飼い主は、飼っている動物を屋外で運動させる場合に綱や鎖で制御する義務を免れるのか、市民が納得できる合理的な理由を説明してください。例えば、最近、猫から感染したダニ媒介疾患で女性が死亡した事例が報告されています。猫にかまれたりひっつかれたりすることも、犬にかまれることと同様に危険だと思いますが、なぜ猫はリードを使わず自由に屋外で運動させて良いのですか。また、事例としては少ないかもしれませんが、最近増えている爬虫類等、他の大型動物ではどうでしょうか？犬に限らず、どのような動物でも等しく、屋外で運動させる際は万が一にも周囲に危害を加えることが無いようリードを使って備えることが飼い主の責務であるの言うまでもありません。しかしながら、この条例案は犬のみに限定しており、市民の安全を軽視していると感じます。第2項および第1号は次のように修正することを提案します。「2 飼い主は、自らが所有し、または占有する動物(以下、飼育動物)を屋外で運動させる場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。(1) 飼育動物を綱又は鎖等で捕捉し、自らが制御できるようにすること」	猫やその他の動物について、屋外で運動させる場合は飼い主が制御できるようにする責務を規定すべき。	飼い犬を屋外で運動させる際の制御については、環境省の家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年5月28日環境省告示第37号。以下「国の基準」という。)第4の5で努力義務として、また千葉県動物の愛護及び管理に関する条例(平成26年10月21日千葉県条例第42号。以下「県条例」という。)第18条において義務として定められています。一方、飼い猫については、国の基準第5の2及び県条例第13条で屋内飼養が努力義務として定められています。このため、屋内飼養が原則である飼い猫について、屋外における制御に関する規定を設けることは考えておりません。また、犬や猫以外の人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物に関しては、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第26条において、特定動物として飼養又は保管の許可を都道府県知事から得る必要があります。施設内でないと飼養又は保管ができないこととなっているため、本条例で特定動物に関する規定を設けることは考えておりません。	無	-

No.	該当条項	該当箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	条例素案 修正案
2-2	第7条	<p>(飼い主の責務) 第7条 飼い主は、自らが所有し、又は占有する動物のふん尿により公共の場所等を汚したときは、直ちに悪臭の防止等衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 犬の飼い主は、自らが所有し、又は占有する犬(以下「飼い犬」という。)を屋外で運動させる場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 飼い犬を綱又は鎖でつなぎ、自らが制御できるようにすること。</p> <p>(2) 飼い犬のふんを収納するための用具を携行し、飼い犬がふんをした時は当該用具に入れて持ち帰り、適切に処理すること。</p>	<p>第7条が対象とする飼い主と動物の範囲について疑念があります。第1項では広く「動物」および「動物を飼育する飼い主」を対象として義務を定めていますが、第2項および第2号では突然、「飼い犬」および「犬の飼い主」に限定して義務を定めています。なぜ、犬以外の動物の飼い主は、ふんを収納するための用具を携行し、ふんを持ち帰り適切に処理する義務を免れるのか、市民が納得できる合理的な理由を説明してください。第1項では、所有または占有する「動物」が公共の場所等を汚した場合の飼い主の責務を定めています。第2項第2号では、犬以外の動物の飼い主はふんを収納するための用具を携行したり、ふんを持ち帰ったりする責務があるとされていません。例えば猫について、マナーポーチを持ち歩かないで散歩させた場合、どうやってふんを処理するのか、市ではどのようなイメージをお持ちですか。その辺に落ちていた葉っぱでふんを拾って、公園のトイレに捨てるとも言うのでしょうか。マナーポーチを携行しないと、第1項に定められた責務を全うできないと思いますので、第1項と第2項の内容に矛盾を感じます。どのような動物であれ、飼い主は屋外で運動させる際はマナーポーチを携行し、ふんを持ち帰る責務があると思います。飼育する動物の種類が多様化していますから、飼育数の多少や過去の事例は犬に限定する理由にはなりません。条例を改正するこの機会に対象を広く「動物」として、これまでの条例で抜けていた点を補完頂きたいと思います。第2項および第2号を次のように修正することを提案します。「2 飼い主は、自らが所有し、または占有する動物(以下、飼育動物)を屋外で運動させる場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。(2) 飼育動物のふんを収納するための用具を携行し、飼育動物がふんをした時は当該用具に入れて持ち帰り、適切に処理すること。」</p> <p>なお、第3条では施策を策定し実施するとありますので、市は施策で犬以外の動物のふん尿の取り扱いを定めるお考えかもしれません。ただし、市民にとって、犬以外の動物のふんも犬のふんと区別なく深刻な問題です。施策で対応するのではなく、条例において犬と他の動物のふんを同様に取り扱ってください。</p>	<p>猫やその他の動物について、屋外で運動させる場合は飼い主がふんを収納するための用具を携行し、適切に処理する責務を規定すべき。</p>	<p>飼い犬に関しては、国の基準や県条例のほか、本条例第7条第2項第1号において、屋外で運動させる場合は綱又は鎖等でつなぐことを定めているため、飼い犬がふんをした際に飼い主が直ちにふんを持ち帰れるよう、ふんを収納する用具の携行を規定しています。犬以外の動物については、国の基準や県条例で綱や鎖でつなぐ規定がないこと、また猫について屋内飼養が努力義務とされていることから、ふんを収納する用具の携行の責務を定めることは考えておりません。</p>	無	-
2-3	第7条	<p>(飼い主の責務) 第7条 飼い主は、自らが所有し、又は占有する動物のふん尿により公共の場所等を汚したときは、直ちに悪臭の防止等衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 犬の飼い主は、自らが所有し、又は占有する犬(以下「飼い犬」という。)を屋外で運動させる場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 飼い犬を綱又は鎖でつなぎ、自らが制御できるようにすること。</p> <p>(2) 飼い犬のふんを収納するための用具を携行し、飼い犬がふんをした時は当該用具に入れて持ち帰り、適切に処理すること。</p>	<p>第7条が対象とする飼い主と動物の範囲について疑念があります。第1項では広く「動物」および「動物を飼育する飼い主」を対象として義務を定めていますが、第2項および第1号では突然、「飼い犬」および「犬の飼い主」に限定して義務を定めています。つまり、この条例では、犬以外の動物を屋外で運動させる場合は、飼い主は動物を綱又は鎖でつなぐ責務がなく、自ら制御する責務が無いということを意味しています。この状態は屋外での「放し飼い」を意味しませんか。市では、犬以外の動物の「放し飼い」を認めるということでしょうか。これは大変な問題です。市の見解を教えてください。</p> <p>私の子供は市内小学校に通学していますが、低学年の児童の中には登校時に通学路に居る放し飼いの猫が怖くて大きく避けて通ったり、走り抜けた様子が見受けられ、危険を感じています。子供の安全のためにも、犬だけではなく、猫等を含めた「動物」の屋外での放し飼いの禁止を明文化してください。さらに、自宅周辺の道路上には、放し飼いの猫のふん尿が放置されています。現状、猫はリードでつなぐ必要がなく、行動を制御する必要もありません。この状態では、飼い主は屋外で運動させている猫の様子が分かりませんから、第1項で責務とされるふん尿の清掃の義務を果たせません。猫のふん尿は飼い主の責任であるのは当然ですが、現状の条文では暗に放し飼いを認めていると理解される可能性があり、この条例や市の対応が放し飼いやふん尿の放置を助長させるのではないかと心配です。動物愛護の観点からもペットにとって危険な屋外の放し飼いを認めるということは問題があります。第1項の内容を骨抜きにしないためにも、第2項で飼い犬だけに限定せず、犬以外を含めた「動物」を対象とするように修正してください。</p>	<p>猫やその他の動物について、屋外での放し飼いを禁止すべき。</p>	<p>No.2-1と同様です。</p>	無	-

No.	該当条項	該当箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	条例素案 修正案
2-4	第8条	(路上喫煙、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止) 第8条 3 犬の飼い主は、公共の場所等に飼い犬のふんを放置してはならない。	この条文の概要および第3項に疑念があります。犬の飼い主および飼い犬に限定されていますが、他の動物もふんを放置して良いわけがありません。犬に限定する意味が分かりません。猫は小さいから良いのですか？しつこくして申し訳ありませんが、放し飼いの猫のふんに困っている市民は私を含めて沢山います。犬以外の動物のふんもくさいですし、汚いです。犬だけでなく、他の動物も平等に含めるよう条文概要と第3項を次のように修正することを提案します。 「(路上喫煙、ポイ捨て及び飼育動物のふんの放置の禁止) 3 動物の飼い主は、公共の場所等に飼育動物のふんを放置してはならない。」	第8条の禁止行為に、犬以外の動物のふんの放置も含めるべき。	本条例第8条第3項に規定する犬のふんの放置は第12条で過料対象としていますが、犬のふんの放置に限定しているのは、飼い犬であれば綱又は鎖でつなぐ責務があるほか、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)による登録制度があるため過料を科す飼い主を特定しやすいからです。犬以外の動物は綱又は鎖等でつながれていないと飼い主の特定が困難であり、過料の規定を設けても条例の実効性を担保できないため、規定していません。しかしながら、犬の飼い主と同様に本条例第7条第1項の衛生上の措置を講じる責務はありますので、条例が遵守されるよう、広報・周知を図ってまいります。	無	-
2-5	第12条	(過料) 第12条 4 市内全域において、第8条第3項の規定に違反して公共の場所等に飼い犬のふんの放置をした者で、第10条に規定する勧告に従わなかった者は、20,000円以下の過料に処する。	第4項に疑念があります。なぜ、犬の場合のみ過料が課せられるのですか。他の動物の場合でも犬と同様に過料が課せられるべきです。もし、犬の場合のみ過料が課せられるのであれば、他の動物の場合は認められる市民が納得できる合理的な理由をお示しください。 第4項を次のように修正することを提案します。 「4 市内全域において、第8条第3項の規定に違反して公共の場所に飼育動物のふんを放置した者で、～(以下修正無)」	犬以外の動物のふんの放置も過料対象にすべき。	No.2-4と同様です。	無	-
2-6	第9条	(重点区域の指定) 第9条 市長は、路上喫煙が、歩行者等の身体及び財産に対し、特に危険を及ぼすと認める区域を路上喫煙防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。 2 市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、流山市附属機関に関する条例(昭和46年流山市条例第6号)に規定する流山市環境審議会の意見を聴かなければならない。	同条では、重点区域の指定にあたっては環境審議会の意見を聴くとありますが、市民の意見も聴いて下さい。第2項を次のように修正することを提案します。 「2 市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、流山市附属機関に関する条例(昭和46年流山市条例第6号)に規定する流山市環境審議会の意見を聴かなければならない。また、流山市市民参加条例(〇年〇号)に規定するパブリックコメント手続を実施して、広く素案を公表し、市民等に意見を求めなければならない。」	重点区域を指定する際は、環境審議会だけではなくパブリックコメント手続により市民の意見を聴くべき。	路上喫煙防止重点区域は、たばこの火が歩行者等の身体及び財産に対し、特に危険を及ぼすと認める区域を指定することとしており、特に乗降数が多い駅周辺など、人通りや違反者の状況などの客観的なデータに基づき、必要な範囲を区域として指定しています。このため、この範囲について市民から広く意見聴取をすることは考えておりません。なお、指定にあたっては、重点区域に該当する地域の自治会に対して事前に意見聴取を行っています。	無	-
2-7	第9条	(重点区域の指定) 第9条 市長は、路上喫煙が、歩行者等の身体及び財産に対し、特に危険を及ぼすと認める区域を路上喫煙防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。	現在の重点区域は、駅前等の人通りの多い場所を中心に指定されています。市民として大変素晴らしい取り組みと存じますが、足りません。幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校内が禁煙なのは当然ですが、これらの周辺道路における路上喫煙も子どもの受動喫煙防止や安心・安全の観点から禁止されるべきです。 第9条に次の項を追加することを提案します。 「6 前項の規定にかかわらず、市内全域の幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校およびこれらに準じる施設の敷地に隣接する道路は、重点区域に指定する。」 なお、通学路の路上喫煙についても、通学時間帯に限定するなどして、禁止すべきと思います。これについてもご検討下さい。	市内の全ての幼稚園・保育園等に隣接する道路や通学路を重点区域に指定すべき。	路上喫煙防止重点区域は、たばこの火が歩行者等の身体及び財産に対し、特に危険を及ぼすと認める区域を人通りや違反者の状況などに基づき指定しているため、市内の全ての幼稚園・保育園、小中学校、高校に隣接する道路や通学路を重点区域に指定することは考えておりません。なお、本条例では市内全域で歩行者等に危険を及ぼすような路上喫煙は禁止していますので、幼稚園・保育園等の周辺や通学路でそのような違反者が多い場所があれば、看板を設置したり一定期間重点的にパトロールを行うなど、個別に対応してまいります。	無	-
2-8	第9条	(重点区域の指定) 第9条 市長は、路上喫煙が、歩行者等の身体及び財産に対し、特に危険を及ぼすと認める区域を路上喫煙防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。	市民として、幼児や児童、生徒の遊び場である市内の公園も、子供の安心・安全および受動喫煙防止の観点から重点区域に指定すべきです。子供たちが利用する時間帯に限定して重点区域に指定するような方法もあろうかと思えます。是非ご検討下さい。	市内の公園を重点区域に指定すべき。	No.2-7と同様の理由により、市内の全ての公園を重点区域に指定することは考えておりません。また、子どもが利用する時間帯に限定するのは、それぞれの公園により利用状況が異なるため難しいものと考えております。	無	-
3-1	-	-	公共機関は勿論、レストランetc人が集まる所も原則禁煙にしてはどうか。ただし、レストラン等の企業については分煙の装置(隔壁や別室)を作り、なおかつ表看板に分煙の表示を義務づければ喫煙可とする。	レストラン等の人が集まる場所は禁煙にしてはどうか。	本条例は、たばこの火による身体や財産への被害及びポイ捨てを防止し、歩行者等の安全の確保及びきれいなまちづくりの推進を図ることを目的として屋外での路上喫煙を規制しているものであるため、本条例で室内における喫煙を規制することは考えておりません。	無	-